

京都市社会福祉審議会 平成26年度地域福祉専門分科会 会議録

日時：平成27年2月25日（水） 午後2時から午後3時45分まで

場所：職員会館かもがわ 3階 大多目的室

出席委員：上村兪巳子委員，加藤博史委員，木村信夫委員，栗本芾子委員，源野勝敏委員，小嶋薫委員，志藤修史委員，高木千種委員，辻幸子委員，西博三委員，平田和洋委員，森田政子委員，山内五百子委員，米澤一喜委員

欠席委員：石塚かおる委員，上原春男委員，岡崎祐司委員，長上深雪委員，金房裕子委員，静津由子委員，竹下義樹委員，長澤哲也委員，藤井育子委員，松永洋子委員，山手重信委員

事務局（地域福祉課）：松田生活福祉部長，大泉地域福祉課長，中西福祉事務所運営担当課長，吉井地域福祉係長，片岡担当

京都市社会福祉協議会：寺田地域福祉推進室次長，横井副部長

－開会－

■事務局

定刻となりましたので，ただいまから京都市社会福祉審議会平成26年度地域福祉専門分科会を開催させていただきます。

本日の出席者は14名であり，委員総数25名の過半数を超えておりますので，京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第3項の規定によりまして，会議が有効に成立していることを確認いたします。

■志藤分科会長職務代理

「京・地域福祉推進指針2014」の目玉ともいえる，地域あんしん支援員制度であるが，非常に中身の濃い報告が予定されている。

制度の今後の運営について，協議ができたらと思っている。

— 議事 —

■事務局

平成26年度地域あんしん支援員設置事業の実施に関する検証（案）について、御説明させていただく。

地域あんしん支援員設置事業は、26年度から試行的に開始し、試行期間を5年間と位置付けている。

他都市では、コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれていることが多いが、本市においては、「地域あんしん支援員」と名付けている。関係機関と連携し、支援の難しい方々に寄り添いながら、個別支援を行っている。今年度は、支援員3名を、中京区、下京区、醍醐支所の3区・支所に配置し、活動を行ってきた。

市会においても、全市的な配置を視野に入れてほしいという意見を頂戴している。市としても、将来的には、全市に拡大していくことを見据えながら、成果と課題をしっかりと認識し、事業を進めていきたい。

当事業は、本市の事業だが、京都市社会福祉協議会に委託し、その上で、福祉事務所、区社協と連携しながら支援を行っている。福祉事務所、区社協、そしてあんしん支援員本人から、実際の支援の内容や成果、課題を聞き取り、資料に盛り込んでいる。

「Ⅱあんしん支援員設置に係る概要」の「1設置に係る背景」から説明させていただく。近年、ニーズに対応する制度がないような「制度の狭間にある方」や「支援が必要であるにもかかわらず支援を拒否する方（特に高齢者等は、人の世話になりたくないという方がおられる。）」あるいは「支援が必要であるにもかかわらず必要な支援にたどりつかない方」といった既存の制度の枠組みでは対応の困難な方の存在が明らかになっている。これらは、社会的孤立や生活の困窮が原因となっていることが多い。

これらの福祉的課題を抱えることにより、生活上の困難な状況を招き、地域の課題となっている場合もある。例えば、セルフネグレクトによりごみ屋敷状態に陥り、悪臭や害虫等が発生し、近隣に迷惑をかけてしまうことがある。こうした状況は全国的な問題となっており、地域によっては大きな課題となっている。

また、支援を行う側からすると、本人の支援拒否や理解力の欠如等による対応の困難さによる負担感等が生じている場合もある。

これら困難な事案に対応するためには、関係機関と連携・調整を行い、対象者に寄り添いながら、適切な施策・サービスに結び付ける、あるいは、関係機関や地域住民と協働して、見守り、助け合いなどのインフォーマルサービスも含めた支援を行ういわゆる「コミュニティソーシャルワーク」の強化・推進を図ることが重要となっている。

関係機関との連携・協働や地域住民との協働の核として、地域あんしん支援員は様々な関係機関と地域が持つ力を結集させ、福祉的な課題を抱える方への寄り添い支援を行うことを目的としている。

「2 主な役割等」だが、あんしん支援員の具体的な支援としては、社会的孤立の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付けることを活動の基本としている。困難な事例に、専任的に対応する専門職である。

(1) 役割だが、「地域だけでは解決できない制度の狭間、非申請ケースに寄り添う」「行政や関係機関からなる支援会議で決定された支援方法に基づいた支援を行う」「関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける」としている。

(2) 支援対象者だが、「福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、対応する公的制度のない方あるいは支援を拒否する方」「複合的な課題を抱えている方や、世帯の中に複合的な課題があるにもかかわらず、総合的な支援を受けられていない世帯」となる。

(3) 勤務形態だが、支援員は、所属は市社協に籍を置きながら、区社協でも活動している。あんしん支援員は、平成26年4月から配置し、7月から個別支援を開始している。

活動区については、中京区、下京区、伏見区醍醐支所であり、地域との関係性を重視し、あんしん支援員1人が1区を担当している。勤務場所については、市社協本部で勤務することを基本としつつ、地域に根差した活動を基本とすることから、当該区社会福祉協議会事務局にも勤務できるようにしている。

配置職員は、社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を保有したうえで、多くの関係機関とやりとりする必要があるため、一定の現場での経験を必須としている。実際の配置職員は、いずれも社会福祉士の資格保有者であり、3名のうち2名は地域包括支援センターでの勤務経験があり、1名は区社協において日常生活自立支援事業の従事経験がある。

(4) 予算だが、26年度予算は16,300,000円であり、ほとんどが人件費である。

また、26年度は、厚労省からの国庫補助の補助率は100%だったが、27年度は、国庫補助の見直しが行われ、補助上限が600万となる。自治体にとっては、非常に不利な見直しが行われる予定である。

活動実績については、市社協のほうから御説明させていただく。

■京都市社会福祉協議会 寺田地域福祉推進室次長

4 ページの、「Ⅲ活動実績」について説明させていただく。

「1 平成26年4月から6月までの活動状況」について、4 ページにあるように、平成26年4月から6月までは研修期間とし、あんしん支援員は市社協に勤務させ、既存資料での学習や中京、下京、醍醐の社会資源の調査とともに、業務記録様式の整備や、配置区の状況を知るとともに、現場で区社協業務の体験等を行った。

「2 支援対象世帯の選定と取組」について、(1) 選定の方法だが、支援対象世帯の選定は、福祉事務所と区社協が制度の狭間や支援拒否等の対象となるようなケースを出してもらい、地域福祉課や市社協も入り、4者で議論し、選定している。

(2) 選定数だが、7月に3件選定し、9月からは新たに各地域3件を選定している。醍醐は残り1件を選定中である。

「3 支援プロセスと支援内容」について、支援プロセスとしては、まず、要支援者ケース選定会議で、この事業の対象となるケースを選定した後、①の予備調査を行う。予備調査の内容としては、5ページにあるように、支援対象者の状況、家族の状況や、地域との関係性を把握する。既に支援機関が存在する場合には、支援状況の聞き取りを行っている。

次に②支援会議だが、あんしん支援員が予備調査で把握したケースの状況を関係者と共有したり、関係者ととも支援方針を練る会議である。福祉事務所の支援課長が区社協の依頼に基づき、関係機関を召集し、運営するものである。支援会議では、あんしん支援員の予備調査の結果を関係者間で共有し、支援方策を練るものである。支援会議は、他都市のコミュニティソーシャルワークではあまり聞かない、京都市のオリジナルな仕組みではないかと思っている。

あんしん支援員の対象となる方は福祉的な支援の必要な方だが、あんしん支援員は、介護サービスの提供であるとか独自に福祉の支援ツールを持っているわけではなく、区役所をはじめとした関係機関や地域域団体等の支援や協力があってこそ、その人のニーズに応えることができるものともいえる。福祉事務所が会議を召集するのと、社協が呼びかけるのでは、やはり実効性が違う。社協とあまり関わりがない機関でも、福祉事務所が呼びかけると集まってもらえ、チームとして、一緒に支援に加わっていただくことができる。

この支援会議があるからこそ、チームアプローチができ、あんしん支援員の寄り添いという役割も活かせると考えている。

そして、次に③の寄り添い支援だが、支援会議の支援方針に沿って、あんしん支援員が対象の方にじっくりと丁寧に向き合い、対象者のエンパワメントを形成する支援を行うものである。これらの支援プロセスに欠かせないのが、6ページにあります、連絡調整である。

ここで、皆さんにどのようなケースの支援を行っているのかイメージをしていただくために、ケース事例について説明させていただく。地域あんしん支援員設置事業によって、対象者がエンパワメントされただけでなく、支援者や近隣の方にも変化をもたらしたケースだが、支援のプロセスがどのようなものかもイメージしていただけたらと思う。

支援の事例については、横井から説明をさせていただく。

<京都市社会福祉協議会 横井副部長から、地域あんしん支援員設置事業における事例紹介>

■事務局

検証案の説明に戻る。7ページをご覧いただきたい。事業効果として、2つ紹介させていただく。

中京区の成果の一番下の項目、「あんしん支援員がごみの整理などを行っている」と、近隣の方が声をかけてくれることが多かった。」だが、近隣の方も、ケースを気にはされていたが、直接声をかけるとトラブルになるかもしれないということで、躊躇されていた方もおられると思うが、あんしん支援員に、「何かあったら協力するよ」と声をかけてくださる方もあった。こういった個別支援をツールにして、地域づくりを進めていくことも、今後できる可能性も秘めていると感じた。

8ページをご覧いただきたい。2つ目は、下京区の成果の上から2つ目の項目だが、「ごみ屋敷プロジェクトチームが把握しているケースの中で、福祉的アプローチが相当必要なケースを選定している。当該支援の中で、行政のみでは動かなかったケースが、あんしん支援員が頻回にかつ丁寧に対象者に寄り添うことで、対象者との人間関係が構築でき、支援につながられる可能性が出てきている。」行政の職員は頻繁に訪問することや、訪問を拒否されたケースについて、更に訪問を行うということは難しく、また、行政がアプローチをしても心を開いてくれないケースもある。

あんしん支援員は、民間の立場であり、訪問を拒否されても、専任的に粘り強く支援を行う姿勢をみせることにより、対象者との関係を築くことができている。

全てのケースが、支援につながられているわけではないが、支援につながれる可能性が出てきているケースもある。あんしん支援員の持ち味を端的に表しているの、御紹介させていただいた。

9ページをご覧いただきたい。「(2) 3区・支所全体の事業効果及び今後の検討事項の事業効果」について、御説明をさせていただきたい。

事業効果だが、①限られた3名という人員を、地域を限定し、集中的に支援を行ったことで、対象者への支援はもとより、関係機関との緊密な連携や支援会議を定着させるなどの効果が出ている。狭く深く、支援を行ったことで生じている効果である。

②どのケースも非常に対応の困難なケースであるが、多くのケースにおいて、丁寧に対象者に寄り添うことで、少しずつではあるが支援が進捗したり、支援の進捗には結びつかなくても、対象者の気持ちの在り様に変化が出るなどの進捗が見られる。

③完全に解決しなくても、対象者の課題を個別に見れば、部分的に解決できているケースもある。

④支援対象者から、情報を聞き出すことが難しい場合が多いが、当業務の実施に当た

っては、京都市個人情報保護審議会に付議し、「個人情報の提供や共有等について対象者から同意を得られない場合」について、「同意のない場合においても、個人情報の共有が可能」とする承認を得ている。このことにより、あんしん支援員の活動への大きなサポートが可能となっている。また、民生委員や老人福祉員など、守秘義務を負っている方々が支援会議に参画できることについても同審議会でも承認を得ている。このため、地域における支援の実行性を担保することができている。

「イ 予備調査」だが、予備調査によって、これまで各関係機関が断片的に保有していた情報を集約し、整理し直すことで、対象者の生活環境や福祉的課題等の実情の全体像を明確にすることができた。これまでは、それぞれの各機関が持っているだけであった情報を合わせることで、総合的な支援につなげることができている。

「ウ 支援会議」だが、あんしん支援員が予備調査により集約・整理した情報を関係者間で共有することにより、それぞれの業務の中での役割が見えるようになった。このため、支援会議内での役割分担の決定が円滑に行えるようになっている。副次的に、あんしん支援員と福祉事務所（支援課・支援保護課）が基軸となり、福祉事務所・区社協・関係機関の連携度合いが一層増す効果も出ている。また、各ケースにおいては、業務をあいまいにせず、本来業務をしっかりと踏まえたうえで、連携を行っている。

「エ 寄り添い支援」だが、①あんしん支援員が丹念に寄り添い支援を行っていることで、支援に拒否的な方が心を開き、拒否的な態度が和らぎ、結果的に支援を受け入れてくれることがある。例えば、自らごみの撤去を行うなど、本人のエンパワメントを導くことができている。これは、その後の地域との関係性構築への準備として、非常に重要である。②ごみ屋敷ケースでは、一見するとごみの堆積が一番大きな問題かと思うが、本人は、借金の問題のほうが、大きな問題だと考えていることもある。このような場合は、本人が考える問題に対し優先的に支援する。このように、対象者の問題意識に沿った支援が行えた場合には、対象者のあんしん支援員に対する信頼が一気に高まり、その後の対象者の自己開示が進むことにより、寄り添い支援のバリエーションが広がり、個々の状況に応じた支援につながっている。③あんしん支援員と行政が支援対象者宅に同行訪問を行うなど、現場での連携ができており、今まで動かなかった案件を少しずつ動かすことができている。例としては、生活保護ケースワーカーによる生活指導を行い、あんしん支援員は、対象者の気持ちを行政に対して代弁・補足、対象者の意思決定の補助、対象者の意思決定後の対応への協力を行った。支援員は対象者の側に立ち、支援を行う。北風と太陽の話がよく言われるが、行政の指導が北風だとすると、あんしん支援員は太陽として、支援対象者に寄り添う。このような役割分担を行うことで、支援に拒否的な方についても、支援につなげることができている。

「オ 地域との関係」だが、①これまで支援の行き届かなかった地域の問題事案とみなされていたケースに対して、行政・区社協・関係機関が協力して対応することで、地域からの信頼感が高まったケースがあった。

地域のサロンやサークル活動に同行することで、地域とのつながりを作り出すことができたケースがある。このように地域のサービスにつなぐことで地域生活を安定させることができた。ごみ屋敷等対策条例や生活困窮者自立支援モデル事業といった新しい取組との連携や会議の合理的開催ができています。とりわけ、ごみ屋敷等対策条例との関係では、人への支援を行う中で、各ケースにおいて福祉的アプローチが更に必要ということが明らかとなっている。

「キ 京都市社会福祉協議会への委託」だが、本市の社協は、市社協、区社協、学区社協の3層構造の特長を持ち、それぞれの範囲で民生委員を始めとした関係機関・団体と連携しながら、地域福祉を実践している。とりわけ、区社協は地域支援（コミュニティワーク）を実践するほか日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業の実施、更には生活保護受給者のためのチャレンジ就労体験事業の本市からの受託等、個別支援の分野においても大きな役割を果たしている。市社協に配置された地域あんしん支援員が区社協におけるネットワーク担当やボランティア・地域支援担当と連携して、個別支援にあたることにより「コミュニティソーシャルワーク」が展開されており、社協の総合力が極めて大きな役割を果たしているといえる。

ネットワーク支援担当、ボランティア・地域支援担当と、区社協としてもともと持っていた地域支援の力と連携し、総体として、コミュニティソーシャルワークを推進できている。市社協の総合力やネットワークが、あんしん支援員設置事業の推進に大きな役割を果たしている。

11ページをご覧ください。「今後の検討事項」について、「ア ケース選定会議」だが、ケース選定の段階で、あんしん支援員の支援対象とすべき事案かどうか、福祉的支援が必要であるかどうかの判断を行うには情報が乏しい場合があるが、この場合、これ以上の情報収集が難しいことがある。

「イ 予備調査」だが、対象者自身に困り感がないなど、支援受け入れが低調な場合は、予備調査での状況把握がなかなか進まず、対象者に合った具体的支援に結びつきにくい状況にある。

「ウ 支援会議」だが、通常の支援において、協力いただくメンバーは限られているが、他にも協力をお願いする機関が出てきた場合は、適宜協力していただくことをお願いしていく必要がある。

「エ 地域との関係」だが、対象者と地域との関係は、「i 集合住宅等がそうだが、地域が対象者のことを認知していない。」「ii 地域が対象者のことを認知しているが、支援の拒否等が理由でかわりを持っていない。」「iii 地域と対象者が対立している。」と、大きく3つに分類できる。あんしん支援員は地域と関わりながら支援を行う主旨からすると、iiiへの支援を行うのは限界かと感じる

②地域への啓発や課題共有の場づくり等、本人を取り巻く環境への働きかけは、対象者や家族等との寄り添い支援が一定進んでから移行していくものであり、時間が必要

である。

「オ 支援継続の可否」だが、何度訪問しても面会を拒否され、心を開いてくれない方もいる。あんしん支援員の業務量を考えると、こうした方へのかかわりをどのような形で続けるかについては、今後の検討課題である。

「カ 活動区」だが、現在は1人1区を担当しており、担当しているケースについては、福祉事務所や区社協が把握していて、まだ支援に至っていないケースであり、こういったケースはまだ相当数あること、また地域や関係機関との関係性、対象者本人とのアプローチのしやすさを鑑みると、1人1区担当が適当であると考えている。例えば1人で複数区を担当することについては、支援会議のメンバーや地域との関係づくりの面から慎重な検討が必要と考える。

「キ 相談経路拡大の検討」だが、相談経路の拡大の手法等について検討すべきであるが、今後全市での展開を志向する中で、活動区（先行区）での実践を多く積み上げた後に検討すべきである。現状は区社協において地域からの要望を受けながら対応している状態である。現在は、あんしん支援員の業務量を勘案し、地域から、あんしん支援員の対象となるケースを受け付けているわけではない。把握しているケースの支援を行い、実績を積み上げていってはどうかという趣旨であり、区社協が総合相談の中で、地域から相談を受けながら、支援ケースを慎重に選定している。

別添として、検証の詳細版をつけている。福祉事務所の体制や、他の事業との連携を詳細に記載している。時間も限られているので、13ページ、14ページ、15ページの説明をさせていただきたい。

13ページの「1 対象者の範囲、役割分担、業務量」の「(1)対象者の範囲」だが、下の図をご覧ください。

狭間というのが、制度に該当しないこと方と考えると、あんしん支援員の関わっていく余地が大きい。複合というのは、一定制度に乗るが、課題が複合しており、対応が難しい案件である。一義的には、行政が関わっていく余地が大きくなる。

(2) 役割分担は、支援会議の場において、役割分担が決定されている。現場においてもきっちりと連携ができています。

(3) 業務量だが、各ケースの進捗状況によって、業務量は大きく異なる。初めの手紙投函から始まり、寄り添い支援に至るまで、支援の各段階において、業務量も変わる。地域との関係づくりの面から1人1区担当が適当である。心を開いてくれない対象者に対して、どのような形で支援を続けるか、検討が必要。

「2 相談経路の把握による窓口等の検討」については、先ほど説明したとおりである。

「3 区社協の配置状況と福祉事務所の体制」だが、来年度は、新たに3名の支援員を配置する予定だが、区社協と福祉事務所の設置状況を鑑み、今後の展開の中であんしん支援員の配置の在り方について、更に検証していく必要がある。

「4 分野横断的な支援が必要な場合の支援検討・支援の入り方」だが、分野横断的な対応が必要な場合でも、あんしん支援員による予備調査を踏まえ、支援会議を実施することにより、関係機関の協力を得ることができる。また、支援の全体像が俯瞰して確認でき、あんしん支援員も寄り添い支援に自信を持って対応できている。

「5 既存の会議（地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会等）との連携手法」だが、他会議との連携がしっかりとできている事例がある

「6 地域とのつながりづくりやつなぎ方の手法」だが、地域との連携ができている事例がある。

「7 社会資源の把握及び発掘」だが、社会資源を適切に把握し、連携できている事例がある

「8 先進的な取組との連携」だが、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の見直し等、福祉制度は大きな変革時期を迎えているが、各制度が変わっても、柔軟に連携していきたい。

「27年度の展開について」だが、27年度においては、各区・支所単位で1名の配置を継続することが適当である。また、今後、段階的に全市展開を進めていく中で、27年度は、既存の3名に加え、新たに3名のあんしん支援員の配置を行い、合計6名の支援体制とし、支援の更なる充実を図ることとして、2月市会で御審議いただいているところである。

26年度の本検証については、中間検証とし、27年度においても、本分科会として実施状況等の検証を更に行っていく予定である。増員の3名の活動区の選定については、27年度での検証に資する形で、区役所や区社協と協議しながら検討を進めていきたい。

—質疑応答—

■志藤分科会長職務代理

非常に詳細に具体的な内容も踏まえて説明をいただいた。

委員の皆様、何か質問はありますか？

■加藤委員

まずは、非常に重要な取組を進められており、素晴らしいと思う。

質問の1点目は、支援事例1に関して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用はできないのか？

2点目は、支援事例1に関して、本人と親族（甥）との関係修復はできないのか？

3点目は、支援事例1及び支援事例2に関してだが、本人がサロン等の居場所に出かけていくような働きかけはできないのか？

4点目は、あんしん支援員が支援を終了した後の、支援のコーディネートは誰が行う

のか？

5点目は、あんしん支援員の支援の成果について、市民への発信はどのようにしていくのか？

6点目は、13ページの図に関してだが、狭間の問題と制度内の問題があるが、その両方に、申請と非申請があり、また、両方に複合の問題もあるのではないかと。

■源野委員

あんしん支援員の人数は限られているため、地域での仕組みづくりが大事。関係機関の役割の整理をしていってほしい。

ケースの選定だが、今回はモデル事業ということで、福祉事務所が把握しているケースについて、支援を行っていると思う。モデル期間の内はそれでよいが、本格実施の際には、ケース選定の入口の検討を行ってほしい。

地域包括支援センターにおいても、支援が困難な世帯について、地域ケア会議を使いながら、どのような支援策を講じるか検討を行っている。

また、現在、困難ケースへの対応実態の調査をそれぞれの地域包括支援センターで行っている。今後、ケースの選定の際、地域包括支援センターからの情報提供、また、地域包括支援センターが参加することができないか考えてほしい。

■辻委員

あんしん支援員という名称は、CSWという呼び方よりも分かりやすい。

ごみ屋敷等の問題が解決した後に、問題が再発しないための方法や、支援対象ケースの発掘をどのようにするか考える必要がある。

今後の検証についての希望だが、「12ページのカ」に「まだ支援に至っていないケースが相当数ある」と書かれているが、ある程度具体的な数字があれば、ありがたい。

また、あんしん支援員1人で何ケースまで担当することができるのかというイメージを示してほしい。

■高木委員

ごみ屋敷への対応には、ごみ屋敷の状況になったときの対応とごみ屋敷になる前の対応の2つがあると考えられる。

障害のある方で、一人で職場に行ける能力があるのに、電車内で指を指されて笑われたことから、ガイドヘルパーが付かないと職場に行けなくなった方がおられる。社会がこのような状況をつくってしまっている。

ごみ屋敷になる前の未然の対応として、地域がごみ屋敷を理解して啓発啓蒙することで防いでいくことができるのではないかと考える。

■志藤分科会長職務代理

加藤委員の1つ目、2つ目、3つ目の質問は、個別のケースに関わることであるので、今回は全体のシステムに焦点を当て議論を進めたい。

- ①まず「支援員が支援を終了した後の対応」、「ターゲット（支援対象者）の整理の仕方」「全体像として、全市には対応が必要なケースがどのくらい存在するのか、また、どれくらいのケース数に関わっていくのか」などの展望を持つことが必要か。どういふケースのどのような部分に関わっていくのかについて、今後の整理が必要。
- ②加藤委員と源野委員の質問にもあったが、モデル事業から、本格実施に移る際に、どのようなタイミングで、関係機関等への広報を行うのか？
- ③高木委員からの質問は、問題が発生する前の、地域としての支援に関するものであったかと思う。

■事務局

醍醐のケースでは、個別支援ののちに、地域のサロンにつないだ。この方の場合、コーラスサロンであり、あんしん支援員も一緒にコーラスサロンに参加した。単純にごみを片付けるだけでなく、本人の生きがいをつくり、地域につなぐ。民生委員及び老人福祉員による見守り活動や、本人のサロン参加により、委員御指摘のとおり、問題が再発しないようにすることが重要である。

市民への発信についてだが、国庫補助も厳しくなった状況において、あんしん支援員を増員するに当たり、事業効果をアピールしていくことは大事だと思うが、アピールすぎると相談過多になり、対応できずパンクしてしまう懸念もある。どのような形で市民に発信していくか検討していく必要がある。

13ページのイメージ図は、非申請が真ん中にあるが、制度内と制度外の両方の非申請があるということで、真ん中に記載している。見せ方については、鋭意考えていきたい。

現在は、区社協と福祉事務所が把握しているケースを中心に支援対象者を選定しているが、今後、徐々に包括などの関係機関が把握しているケースを含め、対応することも大切だと考える。そのタイミングも含め慎重に考えていきたい。

あんしん支援員1人当たりの業務量は、ケースの支援進捗状況によって変わってくるため、担当可能なケース数については、数字にして示しにくいですが、感覚的にあんしん支援員1人10ケースを超えると大変であると考えます。

例えば、ごみ屋敷の訪問後、衛生面から着替えが必要で、次のケースの訪問にすぐに行くことができないこともある。このような時間的な制約からも、そんなに多くのケースを担当することはできないかと考える。

「まだ支援に至っていないケースが相当数ある」という記載だが、実質何ケースあるかまでは把握できていない。窓口の拡大とともに、検討していきたい。

ごみ屋敷になる前の支援に関して、個別支援をツールとして、地域づくりや地域の見守り体制を構築していければよいが、まずは、しっかりと支援実績を積み重ねて、今後の増員等につなげていきたい。

■志藤分科会長職務代理

地域や関係機関との関わりがあったケースは、地域や関係機関につなぎ返していくというのが、あんしん支援員の支援のゴールとみたらよいというのが答弁の内容だったかと思う。

市社協は、組織を挙げてこの事業に力を注がれており、市社協が持つネットワーク等を活かしながら、事業を進められている。

業務量に関しては、今後1、2年かけて、あんしん支援員を増員しながら検証していく必要がある。あんしん支援員の支援対象となる方の総数を把握するのは難しいと思うが、全体を意識して支援を行っていく必要はある。

また、61包括との関係も強めていかなければならない。

■平田委員

「京・地域福祉推進指針2014」に含まれる事業であり、市社協は組織をあげて展開している。

支援対象となる方が相当数おられるので、着実に活動を進めていきたい。

支援対象者の選定は、一気に窓口を広げると収拾がつかなくなることが予想されるので、段階的に進めていく必要があるが、全市展開を進める中での課題である。

皆様からの御意見を踏まえながら2年目を実践し、それらの回答を導き出していきたい。現段階では、1年目の実績として、評価をいただければありがたい。

—まとめ—

■志藤分科会長職務代理

各関係機関が、専門領域をお持ちである。今後も、この取り組みのバックアップをお願いしたい。

■事務局

拠点・居場所の取組報告について、説明させていただきたい。

「居場所」というのは、地域の様々な方が、いつでも集まれる場所であり、「拠点」は地域福祉活動をされている方が活動をされる場である。まずは、市内にどのような拠点や居場所があるかを調査することで、実態を把握し、先進的に取り組まれている団体か

ら、ノウハウ等を聞き取り、共有していくことを考えている。

この事業も、「京・地域福祉推進指針2014」において、施策の柱の一つとして掲げているものである。現状、社会福祉施設に対し、地域に対して拠点を提供しているかのアンケートを送付しているところである。

また、皆様に御報告できる段階になれば、報告させていただく。

■閉会あいさつ（事務局）

長時間に渡り御議論いただき、感謝申し上げます。

地域あんしん支援員設置事業については、あんしん支援員が支援を行い終結するのではなく、いかに地域力をつくっていくかというのが、大きな課題であると認識している。関係機関とのネットワークの構築も含めて、今後検討していきたい。

財源は非常に厳しい中ではあるが、今後も、議員の皆様の大きな御協力、また、御指摘をいただきつつ、事業を進めていきたいと考えている。

本日はお忙しい中本当にありがとうございました。